

一般社団法人日本看護研究学会中国・四国地方会会則

第1条 (名称)

本地方会は、一般社団法人日本看護研究学会中国・四国地方会と称する。

第2条 (目的及び事業)

本地方会は、一般社団法人日本看護研究学会の地方組織として、中国・四国地区において、看護学の研究と教育ならびに実践の進歩発展に寄与することを目的とし、次の活動を行う。

- 1) 総会の開催
- 2) 学術集会の開催
- 3) 関係団体との連絡提携
- 4) 会員相互の親睦
- 5) その他、本地方会の目的達成に必要と認められる活動

第3条 (会員)

本地方会の会員は、中国・四国地区の一般社団法人日本看護研究学会会員をもって組織する。

第4条 (組織)

- 1) 地方会は、重要事項を審議し、活動の企画、運営を行うために、運営委員会を組織する。
- 2) 運営委員会は、一般社団法人日本看護研究学会中国・四国地区理事(全員)と各県3～4名ずつの委員をもって構成する。
- 3) 各県の委員には評議員1～2名を含むことが望ましい。1県に複数の評議員がいる場合は互選により選出される。
- 4) 各県定数3～4名のうち、評議員以外の委員は、選挙により選出される。
- 5) 運営委員会には、学術委員会と広報委員会を置く。
 - (1) 学術委員会
 - ①各県1名以上の委員からなる。
 - ②学術委員は、次期学術集会実行委員長を運営委員会に推薦する他、本地方会における学術活動を推進する。
 - (2) 広報委員会
 - ①広報委員4名からなる。
 - ②広報委員は、広報に関する活動を行う。
- 6) 運営委員の任期は3年とし、原則として期間中の欠員補充を行う。

第5条 (役員)

- 1) 運営委員会に以下の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 監事 2名

- 2) 役員は、本地方会会員による選挙で選ばれた運営委員会委員の中から互選により選出される。役員には、一般社団法人日本看護研究学会(以下、本会とする)の理事を1名以上含めなければならない。理事は会長もしくは副会長の任にあたる。
- 3) 会長は、本地方会を代表して会務を統括し、本会の定時社員総会に出席して本会との調整を行う。理事・評議員の中から選出する。
- 4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 5) 会計は、本地方会の会計管理を行う。
- 6) 監事は、本地方会の会務を監査すると共に会計年度終了後に会計監査を行う。

第6条 (総会)

総会は、毎年1回以上、会長が招集して開催し、会務および会計を報告し、諸事項を決議する。

第7条 (地方会学術集会等)

- 1) 学術集会ごとに、実行委員長をおく。
- 2) 学術集会実行委員長は、運営委員会で会員の中から選出し、総会の承認を得る。

第8条 (会計)

- 1) 本地方会の運営は、本会からの補助費、事業に伴う収入および寄付金などにより行う。
- 2) 会計年度は、事業・活動年度と同一期間とする。
- 3) 決算後に、本会からの補助金に残金がある場合は、本会に返還する。

第9条 (事務局)

事務局は、会長が所属する機関内におく。会長は、地方会運営の庶務を取り扱うために、庶務担当者を置くことができる。その場合の担当者は、運営委員に限らない。

第10条 (改廃)

会則の変更は、運営委員会の議を経て総会の決議によって行う。

付則 この会則は、平成5年7月30日より実施する。

付則 この会則は、平成16年3月7日より実施する。

付則 この会則は、平成22年3月7日より実施する。

付則 この会則は、平成26年3月9日より実施する。

付則 この会則は、平成27年3月8日より実施する。

- 2) 但し、現運営委員の任期が平成28年3月31日までであり、選挙による運営委員の選出は平成27年度以降の実施となるため、第4条4)、第5条2)にかかわらず、この会則改正後の平成27年度役員は、運営委員の評議員の中から選出する。